

令和5年3月7日

保護者の皆様へ

四国中央市教育長 東 誠

学校給食費保護者負担軽減事業（給食費無償化）の延長について

日頃は当市の学校給食にご理解ご協力いただきありがとうございます。

長引くコロナ禍による地域経済の低下、国際情勢等による物価高騰による保護者の経済的負担を軽減するとともに、子供たちに安全安心な給食を継続して提供するため、四国中央市では12月と1月に実施した学校給食費の無償化を3月まで延長して実施する予定です。

つきましては、準備が整い次第、精算後の給食費を返金いたしますので、現在、校納金引落等に使用している口座について解約等されませんようお願い申し上げます。

なお、本事業に関しましては、3月補正予算成立をもって正式なものとなりますので、ご承知おきください。

記

保護者負担軽減事業（無償化追加分） ※12月と1月の無償化は当初の予定通りです

① 事業の対象

令和5年2月及び令和5年3月分の給食費

※四国中央市内の小中学校に通う児童生徒の学校給食費（実食分）

② 事業の実施方法

既に徴収している給食費と4月から11月までの給食費の差額は返金します

※差額が無い場合は返金の対象にはなりません

※返金時期や方法は学校により異なります

③ 申請手続き

保護者の方からの申請は不要です。

※ 校納金引落等に使用している口座を解約等しないでください

※ 返金までにやむを得ず口座を解約等する場合は学校にお知らせください